**自立支援医療（育成医療）費の支給認定のフロー**

 支給認定（所得区分の認定）については、提出された書類に基づき、次の流れで認定します。

|  |
| --- |
|  **※次の方は、育成医療の対象外となるため、制度をご利用いただくことができません。** **＊対象となる障害（疾病名ではない）がない方。** **＊「重度かつ継続」非該当で一定所得以上の方（被保険者の市民税所得割が23万5千円以上の方）** |

 申請書受理

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

 「世帯」の範囲の確認

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

 「世帯」の所得の確認［市町村民税課税額証明書（課税証明書または

|  |  |
| --- | --- |
|  |  　　　　　 非課税証明書）による確認］ |
|  |  | 生活保護世帯 |  |
|  |
| 　　　生活保護 　　 月額0円  （要生活保護受給証明書） |
|  |  **＜「重度かつ継続」について＞** ＊障害種類が以下に該当する方　(６)腎臓機能障害　(７)小腸機能障害　(９)免疫機能障害 →意見書で確認します ＊医療保険の高額療養費で多数該当の方　（過去１年間に高額医療が３ヶ月以上続いた方） →高額医療の振込み通知（写し）で確認 します。 |
|  |  |  |
|  市町村民税非課税世帯 市町村民税課税世帯 |
|  （所得割、均等割非課税） |  |
|  |  |
|  |  |  |
| ＊収入≦80万円　　 ＊収入＞80万円 　（要確認※）　 低所得２ 低所得１ 月額上限額5,000円  |
|  月額上限額2,500円 　 | 　 |  |  |
|  |

 　　　　　　「重度かつ継続」申請なし 　　「重度かつ継続」申請あり（要確認）

|  |
| --- |
|  　　　 （障害種類(6)(7)(9)、高額医療多数該当） |
|  |  |

 　　　　　　　　重度かつ継続に非該当 　　 重度かつ継続に該当

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |    　   |
|  |  |  |  |
| 　　　　　　　　　　市町村民税 市町村民税 市町村民税　　　　　　　　　　（所得割） （所得割） (所得割)　　　　　　　　　3万3千円未満 23万5千円未満 23万5千円以上 |
| 　 |  |  |  |
| 　　　　　　中間所得層１ 中間所得層２ 一定所得以上　　　　　　　　　　月額上限額 月額上限額 のため公費負担5,000円　　　10,000円　　対象外（制度をご利用いただけません。） |
|  |  |  |

 　　　　 市町村民税 市町村民税 市町村民税 　　　　　　 　 　　　（所得割） （所得割） (所得割) 　　 　　　　　 3万3千円未満 23万5千円未満 23万5千円以上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ※市町村民税非課税世帯の場合、収入の確認のため、年金の証書または振込通知書の写し、特別障害者手当、特別児童扶養手当などの受給額がわかるものを提出していただきます。  |  |  |

　（ただし、市民税課税証明書に 　　 　　 重度・継続 重度・継続 重度・継続

 記載されていれば写しの提出不要） 　　　　　　　中間所得層１ 中間所得層２ 一定所得以上

 月額上限額 月額上限額 月額上限額 　5,000円 10,000円 20,000円